

# 斜網地域通年雇用促進協議会は 通年雇用化を目指す 季節労働者の皆様を応援します

※斜網地域通年雇用促進協議会は、ハローワーク網走管内（網走市・斜里町・清里町・小清水町・大空町）の行政・経済団体・建設業協会・季節労働者団体などの23の団体で構成し、国の通年雇用支援事業の委託を受けて事業に取り組む団体です。

## 令和7年度は、次の事業に取り組みます

### 事業所向け経営セミナーを開催します

地域の事業所を対象にした、専門の講師による事業所の経営課題の解決方法や国の助成制度を紹介するセミナーを開催します。

●開催時期：令和7年度（地域内で2回の開催を予定しています）

### 技能向上・人材育成事業に取り組みます

通年雇用をめざして、技能の向上や新たな技能・資格取得を希望する季節労働者のスキルアップを図る講習を開催します。

講習名	期間	募集予定数	開催予定期	開催予定場所
ガス溶接技能講習	2日間	10名	令和8年2月	網走市
高所作業車運転技能講習	2日間	10名	令和8年2月～3月	北見市(学科・実技とも)
車両系建設機械(整地等)運転技能講習(14時間コース)	2日間	合計 15名	令和8年1月～3月	北見市(学科・実技とも)
車両系建設機械(整地等)運転技能講習(38時間コース)	5日間		令和8年2月～3月	北見市(学科・実技とも)
車両系建設機械(解体用)運転技能講習(5時間コース)	1日間	15名	令和8年2月～3月	北見市(学科・実技とも)
玉掛け技能講習	3日間	15名	令和8年1月～3月	北見市(学科・実技とも)
小型移動式クレーン運転技能講習	3日間	15名	令和8年1月～3月	北見市(学科・実技とも)
フォークリフト運転技能講習(11時間コース)	2日間	合計 15名	令和8年2月	北見市(学科・実技とも)
フォークリフト運転技能講習(31時間コース)	4日間		令和8年2月	北見市(学科・実技とも)

注1 開催期間・開催時期・開催場所は変更になる場合があります。

注2 受講料・テキスト代は全額協議会で負担しますが、写真代・交通費・食事代等の経費は自己負担となります。

## 資格取得費用の一部を助成します

季節労働者の通年雇用化を促進するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練等で協議会が指定した次の教育訓練で資格を取得した季節労働者の方に対し、資格取得経費の一部（1/2以内、10万円限度）を助成します。（この助成は、北海道と協議会構成市町が負担している事業です。）ただし、本年度の予算がなくなり次第終了いたします。

### ★ 指定教育訓練

- ・雇用保険制度における厚生労働大臣が指定した教育訓練給付の教育訓練講座
- ・介護保険法施行令第3条第1項第2号の介護員養成研修事業者として知事が指定した者が行う研修
- ・厚生労働大臣告示第538号に定める居宅介護職員初任者研修等を実施する事業者として知事が指定した者が行う研修
- ・道路交通法第99条の公安委員会が指定した教習所が行う免許を受けるための教習（大型・大型特殊・大型二種・けん引・普通二種・中型・中型二種・準中型の各免許）
- ・労働安全衛生法に基づく登録機関が行う免許を受けるための技能講習（労働安全衛生法別表第17及び第18に掲げるものに限る。）

### 指定教育訓練講習の例

分 野	講 習 名
建設・土木	2級建築施工管理技士、2級土木施工管理技士 2級電気工事施工管理技士など
運輸・通信	大型、大型2種、大型特殊、けん引、普通2種、中型、中型2種運転免許 床上操作式クレーン、不整地運搬車など
社会福祉	介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、居宅介護職員初任者研修など
情報処理	パソコン技能検定2種2級など

※受講要件等（次のすべての条件に該当することが必要です。）

- 通年雇用化を希望する方
- 網走市・斜里町・清里町・小清水町・大空町に住民登録されている方
- 雇用保険が、次のいずれかに該当する方
  - ・令和7年度の「短期雇用特例被保険者」の方または、令和6年度の雇用保険が「短期雇用特例被保険者」であった方（現に雇用保険の一般被保険者である方は除かれます。）
  - ・離職者であって、直前の離職に係る雇用保険の被保険者の種類が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方で、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった方（令和6年3月31日以前の離職者を除く。）
- 本協議会へ登録されている方（登録に伴う費用はかかりません。）
- 資格取得助成を希望される方は申請書を提出して、事前に承認を受ける必要があります

### お問い合わせ先

## 斜網地域通年雇用促進協議会事務局

〒093-0005 網走市南5条東1丁目10番地 網走市役所商工労働課内

**TEL 0152-44-0404(直通) FAX 0152-43-5404**

E-mail : shamou\_kyougikai@bz03.plala.or.jp

ホームページ : <http://shamou.sakuraweb.com>

# 通年雇用助成金のご案内(概略)

**目 的** この制度は、季節的業務に従事する労働者を様々な就業形態により冬期間も離職させず、継続して雇用した事業主の方に最高で71万円を助成するほか、労働場所の指定地域外への移動、一時的な休業、新分野への進出、職業訓練を実施して通年雇用に努めた事業主の方に、その経費の一部を助成して季節労働者の通年雇用化を促進しようとするものです。

**対象事業主** 次のいずれにも該当する事業主の方が対象となります。

(1) 「指定業種」に属する事業を行う雇用保険適用事業主の方

(2) 申請対象となる労働者を対象期間(12月16日～翌年の3月15日)中に

①事業所内就業…同一の事業所内で継続雇用

②事業所外就業…他の事業所に配置転換、労働者派遣、在籍出向等

③業務 転 換…同一事業所内で季節的業務以外の業務へ転換(\*移動就労経費は除く)

により継続雇用し、かつ対象期間の翌年度の12月15日まで継続して雇用することが見込まれること。

**対象労働者** 次の(1)又は(2)に該当する方が対象となります。

(1) 9月16日以前から雇用され1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる方。(一定の要件があります。)

(2) 業務転換の場合は、次のイ又はロに該当する方が対象になります。

イ 対象期間中に業務転換を開始する場合は、上記(1)と同様となります。

ロ 対象期間以外に業務転換を開始する場合は、業務転換を開始する日に対象事業所に3ヶ月以上継続雇用されていて、当該年度の3月31日までに雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる方。

(一定の要件があります。)

ただし、次の①か②のいずれかに該当する方は除かれます。

①管理監督的業務又は事務等、季節の影響を直接受けない業務に従事する方。

②出稼就労を常態とする方。

**支 給 額**

(1) 事業所内就業及び事業所外就業の場合は、対象労働者1名につき継続して3回まで支給されます。

●新規継続労働者(1回目)……対象期間中の支払賃金額の2／3の額(71万円限度)

●継続(2回目)・再継続労働者(3回目)……対象期間中の支払賃金額の1／2の額(54万円限度)

さらに、移動就労に要する経費の助成として最高15万円が支給される場合があります。

(2) 業務転換の場合は、業務転換を開始した日から起算して6ヶ月の期間について事業主の方が支払った賃金額の1／3(71万円限度)が支給されます。

## 受給の手続

事業所内就業、事業所外就業（配置転換、労働者派遣、在籍出向）の場合、業務転換の場合とも、手続時期、申請、届出書類等に一定の要件があります。

## その他の助成

上記の他にも各種助成があります。

### (1) 休業助成

季節労働者を引き続き雇用したものの、やむを得ず休業させた場合、対象労働者1名につき事業所内・外就業の申請回数3回のうち、2回まで支給されます。  
(事業所内・外就業か休業かのいずれかを選択することとなります。)

● 1回目…休業期間中の支払休業手当と対象期間中の支払賃金(休業手当を除く)の合計額の1／2の額

● 2回目…休業期間中の支払休業手当と対象期間中の支払賃金(休業手当を除く)の1／3の額

\* 休業期間：当該年度の1月1日から翌年度の4月30日

\* 限度額：新規継続労働者は71万円、継続、再継続労働者の場合は54万円

### (2) 職業訓練助成

冬期間継続雇用している季節労働者に対し、業務に必要な知識及び技能を習得させるための職業訓練を実施した場合、対象労働者1名につき事業所内・外就業の助成に加えて、3回まで支給されます。

● 季節的業務の訓練の場合

対象労働者1名につき事業主が支払った費用の1／2の額（3万円を限度）

● 季節的業務以外の訓練の場合

対象労働者1名につき事業主が支払った費用の2／3の額（4万円を限度）

### (3) 新分野進出助成

季節労働者を継続雇用するために新分野の事業所を設置・整備した場合、同一支給対象事業主につき、3回まで支給されます。

● 事業所の設置・整備に要した費用の1／10の額（500万円を限度、継続して3回まで同額を支給）

※通年雇用助成金のご案内は、厚生労働省の資料をもとに当協議会が概略を作成したものです。受給手続の時期や申請・届出書類等の詳しい内容などにつきましては、網走公共職業安定所（ハローワーク網走）にお問い合わせ下さい。

**ハローワーク網走**

住所 網走市大曲1丁目1番3号  
電話 0152-44-6287